

令和 8 年度第 3 回府中市障害者計画推進協議会議事録

■日時：令和 8 年 6 月 2 6 日（金）午前 1 0 時

■場所：府中市役所おもや 4 階 第 1 特別会議室

■出席者：

< 委 員 >

曾根直樹、北條正志、高橋美佳、柴田悦子、雨宮正治、
永井雅之、高橋史、玉上博康、恩田興一、寺澤元一

< 事務局 >

福祉保健部長、福祉保健部次長兼高齢者支援課長、障害者福祉課長、
障害者福祉課長補佐、障害者福祉課子ども発達支援センター所長、
障害者福祉課係長 2 名、障害者福祉課主査 4 名、障害者福祉課事務、
地域福祉推進課主幹、地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐
生活構造研究所 3 名

■傍聴者：あり

■議事：

1. 第 1 回・第 2 回 会議録について
2. 障害者計画の進行管理及び重点施策について
3. 府中市障害者福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）の進行管理について
4. 障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画 骨子案の検討
5. その他

■資料：

【事前配付資料】

- ・資料 1 障害者計画進行管理一覧表
- ・資料 2 障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）進行管理一覧表
- ・資料 3 重点施策
- ・資料 4 （第 7 ・ 3 期）成果目標
- ・資料 5 計画書骨子案
- ・令和 8 年度第 1 回府中市障害者計画推進協議会会議録

【当日配付資料】

- ・次第
- ・席次表
- ・重点施策
- ・前回会議録

議事

■ 会長

では定刻となりましたので、令和8年度第3回府中市障害者計画推進協議会を始めます。本日の会議はおおむね2時間程度を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。始めに出席者の皆様について、事務局から報告をお願いします。

■ 事務局

障害者福祉課の菅と申します。着座にて失礼いたします。本日の委員の出席状況ですが、欠席については2名ご連絡をいただいております。18名中16名にご出席いただいております、本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを報告いたします。また今回につきましても障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）策定に向け業務委託事業者の株式会社生活構造研究所より半田様、平尾様、北川様にもご出席いただいております。なお本日から地域生活支援センタープラザの中川委員に代わり、新たに委員にご就任いただきました。委員、一言ごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

■ 委員

地域生活支援センタープラザと申します。前任が異動になりまして、今回私がプラザの施設長として配属されました。異動前は就労継続支援B型に勤務しておりました。皆さん、よろしくお願いいたします。

■ 事務局

ありがとうございました。続きまして本日の会議につきまして事前に傍聴の申し出がございました。傍聴の取り扱いについてお諮りいたしますが、傍聴を認めるということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは傍聴許可し、入室をしていただきますので少々お待ちください。

■ 会長

関心を持っていただいてありがとうございます。よろしくお願いいたします。では次に資料の確認をお願いいたします。

■事務局

では資料の確認をさせていただきます。まず事前に送付しました資料についてです。資料1「障害者計画進行管理一覧表」ホチキス留めの横で見えるものになっております。続きまして資料2「障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）進行管理一覧表」こちらは縦長でホチキス留めのものです。続きまして資料3「府中市障害者計画進行管理一覧表の重点施策進捗状況」こちら横長のホチキス留めのものがございます。続きまして資料4「（第7・3期）成果目標」ということで計画に関わる実施状況、縦長のものになっております。続きまして資料5「計画書骨子案」、最後に「令和8年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録」になります。また当日資料としまして本日机上に「次第」、「席次表」、「府中市障害者計画重点施策（案）」、「第2回障害者計画推進協議会会議録」。また事前にご質問をいただきました「骨子案の修正案」ということでホチキス留めの2枚のものをお配りしております。不備、抜けなどありましたら事務局にお知らせください。

■会長

ありがとうございました。私気になっていることがあるのですが、まだ遅れてくるご予約の方がいらっしゃるのですかね。それも含めて定足数を満たしています。わかりました。では続いて議事の1番に入らせていただきます。第1回、第2回の会議録について事務局から説明をお願いします。

■事務局

議事に入らせていただく前に資料の修正がございまして、何点かご連絡をさせていただければと思います。事前に配布しております資料1進行管理表の98ページ、事業名が「自立生活援助」新規の事業になっておりまして、令和7年度の改善のところと評価が入力されていないので、加筆をお願いいたします。評価は○、改善のところに「ニーズに応じて安定したサービス提供を継続していく」、令和6年度と同じ記載をお願いいたします。

■会長

実績はこのままで良いのですか。

■事務局

実績はこの数字で合っております。続きまして、資料2進行管理一覧表ですが、タイトルのところ1ページ目は第7期、第3期と書かれておりますが、2ページ目以降のタイトルが第6期・第2期となっておりますので、第7期・第3期と読み替えていただきますようお願いいたします。続きまして、資料4の1ページ、「(1)施設入所者の地域生活への移行に関する目標」、表の下から2番目の「令和8年度末時点の入所者数」実績の数字ですが162人となっておりますが、正しくは151人でございます。続いて2ページ目の表の一番下、「一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合」の実績が空欄になっておりますが、80%でございます。続きまして、資料5「骨子案」の66ページの3「差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」の取り組み方針の4点目「障害分野間における公平性の確保を図り、差別の解消を推進」と記載しておりますが、体系案には追記する方針ではないため削除いたします。資料の修正は以上でございます。

■会長

ありがとうございました。

1. 第1回・第2回 会議録について

■会長

では、議事録の確認よろしいですか。ご説明お願いいたします。

■事務局

それでは議題1会議録についての確認をいたします。始めに事前にお送りいたしました第1回会議の会議録(案)をご確認ください。事前にいただいたご意見を赤字で示しております。こちらにつきましてはご確認後ご承認いただきましたら所定の手続きの上、会議録の公開を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして、本日配布しております前回5月第2回の協議会の会議録をご覧ください。こちらにつきましては前回同様、会議期間の関係で本日配布しております。会議後内容をご確認いただき、訂正がある場合には7月13日月曜日までに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。以上になります。

■ 会長

ありがとうございました。第1回の会議録については修正、追記のご意見がありましたらお願いいたします。委員からの修正の反映と委員からのを反映。大丈夫ですか。

■ 委員

大丈夫です。整理して変えてもらったので内容は変えていません。

■ 会長

わかりました。ではよろしいですか。

(発言者なし)

■ 会長

では修正についてはご意見ないようですので、公開の手続きをお願いしたいと思います。第2回については7月13日までに訂正があればご意見をということですので、後ほどご確認をお願いいたします。

2. 障害者計画の進行管理及び重点施策について

■ 会長

大体今日は2、3、4というのが中心的な議題になるのですが、3番までで何とか11時まで意見交換をさせていただいて、4番と5番を12時までぐらいの時間配分で考えておりますので積極的なご発言をお願いしたいと思います。では議事の2番の障害者計画の進行管理及び重点施策について、ご説明をお願いいたします。

■ 事務局

それでは障害者計画・障害者（児）福祉計画の進行管理を行います。まず簡単に進行管理についての説明をさせていただきます。今回、皆様にご確認いただくことは障害者計画で定めている132個の事業と障害福祉計画・障害児福祉計画の点検、評価になります。始めに障害者計画の評価をいたしますので、お手元の青色の冊子の55ページをお開きください。障害者計画では計画の基本目標として6つの基本目標を定めております。70ページより各基本目標に向けた取り組みを記載しており

まして、6つの基本目標に対し132個の事業を位置付け、目標達成に向けて実施する各事業の内容を記載しております。今回配布した資料では資料1と資料3が障害者計画の進行管理一覧表になっております。資料1が障害者計画全体の進行管理表、資料3が重点施策としているものの進行管理表になります。まず資料1についてご説明いたしますのでご覧ください。まず1枚目が目次となっております。2枚目から4枚目が6つの基本目標に対する方針及び施策、その達成に向けて実施する132の事業名、担当課を体系的に示しております。それ以降が132の事業に対する進行管理一覧表となります。評価の目安につきましては計画事業の内容の通りに実施出来たものについては○、計画事業の内容の一部を実施出来たものについては△、実施しなかったものについては×としております。各進行管理一覧表の中でページ中段から下段にかけて、青く反転させている部分が今回事務局で担当課から回答をいただきとりまとめた部分となりまして、令和7年度の実施内容、評価、改善の各欄について全事業の取組状況などを記載しています。なお取組状況をまとめていく中で令和6年度実績も訂正が入った部分があり、それらについては赤字で修正しております。なお事務局からの説明では令和7年度の評価欄が△、×、－と記載されているものについてご説明いたします。それでは基本目標1の事業の説明を行います。基本目標1につきましては昨年度に引き続き、評価は全て○となっております。続いて基本目標2についての説明になります。35ページの事業名「ジョブコーチの活用」についてです。こちらは評価が△となっております。評価としては就労支援事業を通した活用実績は確認されなかったというところで△となっております。ただ、企業から直接依頼してジョブコーチを活用している場合も考えられますので、こちらの△の評価が一概に活用が進んでいないとは言い切れないというところで改善のところに記載しております。続きまして42ページ、事業名が「障害者活躍推進計画の策定と推進」になります。こちらの評価は△となっております。評価理由としては一定の採用を行ったものの法定雇用率は下回ったため△となっております。続きまして、基本目標3と4については全て○の評価となっております。続いて基本目標5になります。×の評価のものが2つございまして1つ目が77ページ、事業名が「未利用公有地等の有効活用」というところになりまして、こちらについては東京都の募集がなかったというところで実施していないので×の評価になっております。続いて事業番号100、事業名が「重度身体障害者（児）住宅設備改善事業」、

こちらについては平成28年度の制度改正により地域生活支援事業の枠組みの中に位置付けられているため、こちらでは評価をつけていないという理由で×になっております。続きまして、基本目標6につきましては全て○の評価となっております。資料1については以上となります。続きまして資料3をご覧ください。こちらは障害者計画の施策の内、総合計画で重点施策として取り上げられている項目についての実績をまとめた資料となります。全部で8個ありまして、青色のセルが令和7年度の実績になっております。内容については記載の通りとなります。議題2の障害者計画の進行管理の説明は以上になります。

■ 会長

ありがとうございました。今のご説明或いは内容についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

■ 委員

この内容についてで良いですか。

■ 会長

はい。それでこれは進捗管理なので評価の結果についてということですね。計画の内容ではなくて評価、○、×、△。では、委員。

■ 委員

前年度の時にも何点か申し上げたのですけれども、今回もA c tのところは未来形ではなく、過去形の表現のところは何か所もあるのですよね。この前は訂正しますというふうにおっしゃっていたと思うのですが、それで良いというふうに担当した部署の方が思っていらっしゃるかどうか、そこら辺のところいくつかあります。例えば45ページのA c tのところ、行ったということで行ったから同じようにやりたいということの記載が追記されていれば良いのですが、過去形だけで終わってしましてそういう記載が他にもたくさんあるのですけれども、そこら辺のところは修正されていないというのはそういう記載で良いということなのかどうかということところが1つ。それからもう1つは今の説明であった77ページの都の実施がなかったから×であると。これは×ではなく非該当か何かそういうことで、場合によっては他の努力をしていらっしゃるから○もありというようなことをおっしゃったと思いますが、

やはり令和6年も×のままということなので、市の考え方とすれば×で良いのかどうかというところです。前回は申し上げましたので重ねてになるのでそれだけにしておきます。

■ 会長

ありがとうございました。2点ですね。事務局から何かありましたらお願いします。

■ 事務局

改善につきましては確かに実績として過去形で表記されているところもございます。こちらは実績を踏まえて未来形で今後の改善策として表記している事業もございますが、実績としての表記ということも事務局としては認めておりますので、特に修正をする予定はございません。

■ 委員

そういう説明なのですがやはり少しおかしいなと思うのですが、修正されないのですかね。

■ 事務局

今後も次年度も評価、進行管理をするところがございますので、その時に今後の計画予定など記載することが出来れば、記載するようにというふうに事務局から促すように対応したいと思います。

■ 会長

今のところで良いですか。PDCAサイクルのA、アクションだと思うのですがこれをどう解釈しているかだと思うのですが、要するに計画立ててやってチェックして改善した、それでまた計画を立てるというサイクルなのか。このアクションというのが次に向けての対応策という意味なのか。それによって記載の内容が変わってくると思います。なので事務局でActの解釈がどうなっているかということをまずご説明いただいた方が、齟齬がなくなるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

■ 事務局

こちらは一旦整理をさせていただいて次回共有いたします。

■ 会長

そこが曖昧なので、なかなかいろいろな解釈があって何か噛み合わないかなと思ったのですが。

■ 委員

P D C A サイクルの解釈は2つの解釈があるのでしょうか。未来形というふうに私は理解しているのですが、実施したということは実施内容に入っているわけで将来に向けて何をしますかという計画、改めての計画というのが A c t のところに出てくるというふうにこのシステム上はそうなっていると思っているので、今の2つの解釈はありえないと思うのですが。違いますか。

■ 会長

それは私に対する質問ということで良いですか。

■ 委員

はい。

■ 会長

最初に P l a n と言っていますよね。P l a n は計画ですよね。A c t というのが次のプランを立てるための何というか元になるものと考えますとそれは未来形になると思うのですよね。次の計画のためにこういうところを改善するというふうに。ただ計画立ててやってみて評価して上手くいかなかった。それでこういう改善策を講じてみた。それでまた次の計画を立てますということであれば、必ずしも未来形ばかりではなく既にやったことも含まれるのかなと思って、しかもここには過去形とそうでないものが入り混じっているではないですか。そうするとその解釈が両義的になってしまっているから、なかなか一元化された表現にならないのかなというふうに思ったのですね。それは事務局の方で整理するということなので、そちらの回答待ちというふうに考えるしかないかなと思ったのですがいかがでしょうか。

■ 委員

私は理解出来ないですね。これは未来形でしかないと思います。やったことはA c tの実施内容に入ってくるわけですから、やったということの評価については実施内容のところに入って、実施内容で評価して次にどうしますかということしかP D C Aサイクルはそれしかないと解釈しているのですけれども。

■ 会長

それは委員の解釈で事務局の方できちんと解釈しますということなので、次回でいかがでしょうか。確かに両義的になってしまっているのはちゃんと整理した方が良くとも思いますので、次回事務局から整理した解釈をお示しいただきたいと思います。あともう1点、都有地の活用について事務局からお願いいたします。

■ 事務局

以前も×というのが評価として×と見えてしまうのですが、評価の段階として未実施も×と表記することになっておりますので、評価自体が×ということではなく事業を実施していないという意味合いでの×ということでご理解いただければと思います。

■ 会長

ここは確か前回も議論になって○、×、△の解釈と言いますか、評価を変えないと結局今回みたいな公募がなかったから出来なかったというものの評価を付ける時に○、×、△を当てはめると×しか選択肢がないということで×になっているというご説明が確かあったと思うのですよね。なのでとりあえず今回は○、×、△に従って付けているということで、ご理解いただくということで。

■ 委員

市がそういう解釈なのであれば良いのですが、是非これが×ということだと市民の受ける感覚がマイナスになってしまう、市はそうではなくてちゃんと努力していらっしゃるわけですから、非該当という選択肢も設けて良いのではないかなと思いますので、次回以降是非抜本的な改定を検討いただきたいと思います。

■ 会長

抜本的にしてしまうとこれまでの評価と連続性がなくなってしまうので、例えばこれに横棒を付けて、未実施以外で他の要因で出来なかったことは横棒にするとか抜本的というよりも一部解釈を加えるみたいなことであれば取り入れやすいかなと思うので、それも含めて事務局にはご検討いただくということによろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。委員。

■ 委員

質問なのですが、73ページの「療養介護」と97ページの「施設入所支援」で数字が障害者福祉計画の進行管理一覧表と実利用者数の数字が違うのですが、そこについて考え方が違うのかそれとも単純に違うのかというのを確認したいと思います。

■ 会長

事務局からお願いいたします。

■ 事務局

こちらにつきましては数字の出し方が違うということで数字が異なっております。

■ 会長

どう違うか説明していただいてもよろしいですか。

■ 事務局

数字の確認方法につきましては確認しておりますので、少しお時間をいただきます。

■ 会長

では後ほど説明をお願いいたします。他にいかがでしょうか。委員。

■ 委員

市当局においては府中の障害ある人々のために本当に日々尽力いただいているということで、個人的には頑張っていらっしゃるものを厳しく、×を付けたり、△を付けたりということはやりたくないのですね。過去のものより協議会の存在意義そのものが今後の計画を当事者の意見

も含んで障害のある方も参画して一般市民も参画して、市民のものとして作っていくということは大元だと思っているのです。進行管理表の在り方も単に最後は市当局が自分達の意向で決めてしまうなどなってしまうと、この協議会は何なのだという事になって我々協議会は質問を出して市当局が答えを出して、最後は市当局が自分達のやりやすいように決め打ちをしてしまうという意味だと私はこの協議会はなくなってしまうと思っているのです。ですから私は市当局の皆様にもいつも尊敬と感謝の気持ちがいっぱいなのですけれども、市民の立場というところで進行管理も見なくてはいけないという、ではこの進行管理表をどういう位置付けするのかという事は私は委員のおっしゃったのも一理あると思っています、最後の改善というのは今後どう改善していくかというところをこの協議会委員がそっちでいこうと決めたらそっちの方にすべきなのであろうと思います。市当局は、私達はこう解釈していますからではないのだと私は思います。我々この協議委員がこれだけ集まってやっていくのだから委員のおっしゃる通り、これはこうあるべきだよねという意見について我々がここの中で意見をやって皆が賛成、それは改善していくというところに重きを置いたのが改善、A c tの意味だよねということであればそれを入れるべきであってそれを市当局は受け入れていただきたい、市民の声はそうなのだとすることで私は受け入れるべきであって、最後は市長が裁定して決めるのだと思います。それは市長の政治責任ですからその姿勢を我々は市民として投票を通じてもう1回裁定をしていくわけですよ。だけれどもこの場は我々が協議会委員として責任を持って議論したものをこうしていきたいということを出したら、それは市当局には受け止めていただきたいと私は思っております。以上です。

■ 会長

ありがとうございました。今のご意見について事務局から何かありますか。

■ 事務局

ご意見を承りました。ありがとうございます。

■ 会長

確かにそういう意味合いが必要というふうに私も思います。他の計画の中でもこういう進捗管理というのをおそらくやっていたら、

改善の解釈をどうするのかということについては役所全体で考えるとやはり並びを取らなくてはいけないとか、いろいろなご事情もあるのではないのかなということもありますので、先ほどのA c tについては今後に向けての改善策ということを書くということを意見としては受け止めていただいて、次回回答していただくということによろしいでしょうか。

■ 委員

はい。最後は、協議会は協議会としての意見を出すわけですから、僕らが全員で挙手して決めてしまって良いと私は思います。市当局は反対でそういう改善は受け入れたら市当局は大変なのだよということで、それをやりたくないということであればそれを市長に上げて、それは市長の意見としてやってもらえば良いわけで、でも協議会としての意見を最後は、僕らは市の考え方はこうですというのは踏まえるけれども、最後は多数決で決めても良いと私は思います。

■ 会長

ありがとうございました。

■ 事務局

先ほどの委員のご質問に対しての補足をさせていただければと思います。こちらは福祉計画と障害者計画の進行管理一覧表の数字が違うということでまず資料1の障害者計画についてですが、1年間の延べ人数で計上しております。資料2の福祉計画の縦長の表については表の右上にも括弧で記しておりますが、こちらは月平均の数字になっておりますので数字が異なっているという状況です。以上です。

■ 会長

よろしいですか。ありがとうございました。そうするとこの協議会の所掌がどこまで及ぶかということも確認する必要があると思うのですが、もし何かここで議決を取って新たな解釈を決めて良いということであれば議決を取ればと思いますし、協議会の要綱を確認していただく必要があるのかなと思うのですけれども、そこを確認していただいてよろしいでしょうか。

■事務局

1つ付け加えさせていただきますと障害福祉に関しましては障害者計画が一番上に来るものでございます。その核にある、核にあるという言い方は語弊があるかもしれないのですが、障害者のそれぞれの委員会や大きなものとしては自立支援協議会などがございます。そういった各それぞれの協議会や会議体においてもそれぞれの議題がありまして、課題も出てくることになります。そういったそこで出てきた課題等に関しましては障害者計画に含めて市の方では作り上げていくものと認識しておりますので、様々な意見が集約されているものと思っただけだと幸いです。以上です。

■会長

ありがとうございました。とにかくA c tの解釈をここで議決を取って決められるかどうかということについては要綱を確認していただく必要があるかと思っておりますので、お願いいたします。他に、委員。

■委員

基本的なことをお聞きしたいのですが、先ほど空欄がありましたので追加してくださいとおっしゃって訂正がありましたが、例えば81ページのA c tが記載されておられません。細かいことを聞く前にお聞きしたいのですが、先ほどの未来形か実施なのかということも含めて、我々が資料を受け取る前に先ほどの市の説明だとそれぞれの担当した部署の人がこの記載を決めてきて、それをそのまま出していると受け止めたのですが、トータルに我々の協議会みたいに市の方で一度全体を見ているというそういう機関というのはないのでしょうか。もしそれがあったとしたら空欄になっているところというのはその課から出てくるのではなくて、全体を見る機関からフィードバックが一度落っこちてきて、市として協議会に示す案をこれを出しましょうという流れが出てくると思うのですが、どうも担当部署のところだけで終わってそれを取りまとめたただ我々のこの協議会にというふうに思うので、若干そのところはシステムが不足しているのではないかと感じるのですが、違いますでしょうか。

■会長

これがどういうふうにより内部で精査されて出てきているかというご質問ということによろしいですか。事務局、いかがでしょうか。

■事務局

改善がないというところなのですが、基本的に各担当に書いていただいて出してきたものをこちらでは精査してはいるのですが、全て書けていないというところがあるというご指摘がありましたので、この辺はきちんと体裁を整えてお出しするように今後はして参りたいと思います。今回は失礼いたしました。

■会長

ご質問は全体で出てきたものを精査した上でここに出てきているのか、各課から出てきたものを取りまとめてそのまま出しているのかどちらなのでしょうというご質問でよろしいですね。

■事務局

そのまま出しているわけではなくて精査をしてお出ししているつもりなのですが、今回は漏れがあったというところで申し訳ございません。

■会長

委員いかがでしょうか。

■委員

わかりました。よろしくお願いいたします。もう1つ追加でよろしいでしょうか。細かいことなので90ページの健康づくりへの支援というところのA c tになります、「市民が安心して相談できる体制を整える」と書いてあるのですが、安心して相談できる体制というのは具体的にどういうものを整えたら良いと解釈してこの言葉が出てきているのでしょうか。

■会長

では事務局からお願いします。

■事務局

90ページの「健康に関する知識の普及と相談」という事業で、こちらは健康推進課から回答をいただいております。改善のところの「②引き続き相談窓口の周知を進めるとともに」とありまして最後に「安心して相談できる体制を整える」とございますので、具体的な体制についてはどうかというのを検討事項と認識しております。

■ 会長

所管している課の方は、今日はいらっしゃらないのでしょうか。

■ 事務局

本日は出席しておりませんので、後日具体的な何か体制を考えているのかというところは確認をとっておきます。

■ 委員

具体的なものはなくても検討してそれをどういうところがあったということを精査していくということも含めて、A c tというふうに理解して良いということですね。具体的な細かな事業内容が決まっているということではなくて、それを検討していくということも含めてA c tということで考えていらっしゃるということで他の記載も含めて理解してよろしいということですね。

■ 会長

いかがでしょうか。

■ 事務局

おっしゃる通りでございます。

■ 委員

はい。

■ 会長

ありがとうございました。A c tの解釈も確かにそうなのですが、やはりA c tに何を書くかというところがより重要かなと個人的には思っています、特に法定雇用率の問題はこの間ずっと下回ってしまっているわけですね。ただ、それに対してどう改善するかというのを毎回同

じような内容が記載されていて、具体的にどう改善するかというような案がなかなか示されないということについては個人的にはいかがなものかなという気持ちもありまして、むしろこの協議会ではそういったところをこういう対策を取ったらどうかとか、そういうご意見を出していただくのが生産的ではないかなと個人的には感じたりするところではあります。他にいかがでしょうか。委員。

■ 委員

番号 1 7 番の自立支援協議会の開催ということで、令和 7 年度の実施内容が相談・くらし部会と地域移行部会になっているのですが、くらしの部会とすまい部会に令和 7 年度は変更になっていると思いますので、修正をお願いしたいと思います。

■ 会長

ありがとうございました。

■ 委員

もう 1 つよろしいでしょうか。番号 1 1 なのですが、実施内容について昨年度と同じなので付け加えられるかどうか分からないのですが、地域での交流活動の促進というところでは地域生活支援センター、4 センターでいろいろな活動をしているので、ここでなのか次回なのか、付け加えられれば良いかなと思いました。もう 1 つは 7 1 ページです。ここも地域生活支援センター事業について書かれているのですが、ここはみ～なが入っていないくて他のところで掲載されているからだと思うのですが、地域活動支援センターみ～なもありますのでここは去年も入っていないので、同じにしないといけないのかもしれないのですが、付け加えていくべきではないかなと思いました。

■ 会長

ありがとうございました。今のご意見についていかがでしょうか。もしみ～なが地活センターであれば再掲という形でも良いからちゃんと入れてもらった方が良いでしょう。地域交流の促進は地活センター、4 センターも参加してやっている。では今年度からちゃんと追記してもらった方が良いでしょう。自立支援協議会については既に部会

がそうやって分かれているということで修正が必要ですね。事務局いかがでしょうか。

■事務局

ご意見いただいた内容については追記出来る部分については、再度実績というところで記載をいたします。

■会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。委員。

■委員

進行管理に関係がないので発言しようか迷ったのですが、どうしても気になってしまったので81番の事業計画の文言でここは障害者計画には具体的に事業計画というのが出てこないの、修正出来るのであれば修正した方が良くと思って発言します。「中等度障害児に使用させる補聴器の購入費用の一部助成」のところの言い回しが見直した方が良くかなとどうしても気になってしまったので発言しておきます。

■会長

ありがとうございました。「中等度難聴児が使用する」で良いわけですよ。そういうことですよ。事務局はいかがでしょう。

■事務局

「使用する」に修正いたします。ありがとうございます。

■会長

ありがとうございました。そういう表現はすごく大事ですよ。皆さんもお気づきのところがあったらご意見いただけたらと思います。他にいかがでしょうか。委員。

■委員

私は78ページの「日中活動の場の充実」、他の相談件数や情報入手する場合の件数が出ている場所があります。網羅的に全部の確認が終わっていないのですが、78ページで言えば確かに日中活動の場の充実ということで使用実績は増えているかなというのはこの数字では見られ

るのですが、これはそのまま良い方向に向かっているのかといえば、実はこの間のアンケート調査の結果からすると私は例えば相談する相手が誰かというところとやはり当事者の方にとっては家族や親、或いは友人というところがあって、ところがいろいろ相談事業所や地域生活支援センターの使用頻度が非常に低くなっている。実は私はここに現れている使用実績の数字とアンケート調査で得られた数字とは乖離しているように思います。私はアンケート調査の結果も結構大事だと思っていて、この使用実績の方は確かに受付窓口に来た人ということで実績になるでしょう。でもそれはそこまで来られた人が出ている数字なのであって、そこには裏があると私は思っていてそこまでたどり着けない人々というのが結構私の周辺にもいるのです。ですから私はセンター方式というのは、否定はしないけれどもそれだけでは済まないよということで、小さくても良いから地域の住民との繋がりというものがものすごく大事だと思っていて、その中で相談も行われるというのが大事だと思っているが、せっかく行ったアンケート調査で浮き彫りになった深刻さが実は進行管理表では単に受付に来た人の実績数だけで上がっている。良いではないですか。立派なことをやっていますという評価では済まないだろうと思いますので、実施内容の評価点にはアンケート調査も入れるべきだと私は考えております。以上です。

■ 会長

評価にアンケート結果を反映させるというご意見。そうすると令和7年度の時点ではアンケート調査をまだ実施していなかったから、アンケートの結果を次の計画に反映させて、さらにその計画が始まったあとにちゃんと実行出来ているかどうかを評価するというふうにしないと時点が逆転してしまって難しいかなと思うのですが、どうでしょうか。ここに7年度にもアンケート調査の結果を反映して評価する。

■ 委員

私は今回のアンケート調査と前回のアンケート調査結果との乖離というところは精査していないのですが、アンケートの方はアウトリーチ的に自ら積極的に出て行かない人達をこちらから出向いて行って、取った情報なので貴重だと思うので、何らかの形ででもR7のところに入ってくるアンケートのデータがR5に終わってしまうかもしれませんが、それでも入れていくべきだと。実際に訪ねて行った人達の数字だけで評価

が出来ないのだよというところ。これがやがて R 8 のアンケートでやはり低いねというのが出てくれば、今の在り方は計画そのものを見直す一つのきっかけにはなると思います。

■ 会長

ありがとうございました。調査の結果をこれから計画に反映していくというのは絶対にやらなくてはいけないことだと思うので、でも令和 7 年度の評価をもう 1 回全て見直した方が良いという。

■ 委員

私も人としてそこまでは求めない。

■ 会長

そういうふうにアンケートをちゃんと評価に活用すべきだというご意見としての受け止めでよろしいでしょうか。

■ 委員

左様です。

■ 会長

わかりました。ありがとうございます。

■ 委員

それに関して良いですか。

■ 会長

はい。委員。

■ 委員

今のことを備考欄に書くのはいかがでしょうか。実施内容に書き込むのではなくて備考欄のところに参考情報として書いておくというのはどうなのでしょうか。

■ 会長

何を備考欄に書くのでしょうか。

■ 委員

アンケートの結果から導き出されたアイデアと言いますか、ポイントですね。

■ 会長

ここで出た意見を備考欄に書いてはどうかという意味と同義と思って良いですか。

■ 委員

それも含めてでしょうかね。委員がおっしゃった意味で実施内容に入れるのではなくて、備考欄に追記するのはいかかでしょうかと思いました。

■ 委員

良いですか。

■ 会長

委員どうぞ。

■ 委員

委員ありがとうございます。私は先ほど会長がおっしゃった通りこれを全て見直しさせるということは言いたくないなと確かに思うので、そういう意味でそこまでは人としてそこは求めません。未来形としてはこれを入れるという意味だったのです。それを備考欄に入れるという案もあると思いますが、それを備考欄に入れるとするとまた全部見直すとなる。膨大な作業でお二方を苦しめるのか。非常に心持たないそれだけの話です。気が弱くてすみません。

■ 会長

ただ、備考欄にここで出た意見を書いていただくということは出来ますか。例えばアンケートの結果から必ずしも相談に繋がっている人の割合はそんなに高くないから、更に活動を促進すべきだという意見があったみたいな感じで備考欄に書いていただくということは出来ませんか。

■ 事務局

アンケートの設問も多岐に渡っておりますので、各事業にどれが対応するかというところを事務局等で精査出来るか、一旦持ち帰らせていただければと思います。

■ 会長

委員は事務局に全部精査し直すということは人としては言えないということですね。せめてここで出た意見で関係するようなものは備考欄に、この障害者計画推進協議会の中でこういう意見があったという形で記載出来ますかというのが私の提案なのですが。

■ 事務局

アンケートをどうするかというところとここで出た意見をどうするかというところがありますのでここで、即答でやるのではなくて少し考えさせていただいて、それが妥当だというところであれば協議会の意見も取り入れさせていただきたいと思いますが、内容と物理的な時間の制限もありますので、その辺がどうなのかというところを検討していきたいと思います。

■ 会長

わかりました。検討してくださるということで、ただここに書いておくとの前時こういう意見が出たのだなということで、次にもう1回評価する時に参考になるかなと思ったので、そうしないと次に評価する時にこの協議会で出た意見を具体的に参考して評価するということは難しいのではないかと思うので、備忘的に書いておけると次の評価も少し意識して評価していただけるかなと思って、付け加えたらどうかという意見を出させていただきました。ではこれも検討で。はい。委員どうぞ。

■ 委員

別件で先ほど会長もおっしゃいましたが、42ページの法定雇用率との関係のところですね。これは前回結構論議して×にして良いのではないかなって、事務局もそれでというふうになったと思うのですが、最終的には△になってしまったということなのですか。

■ 会長

では事務局からお願いいたします。

■ 事務局

委員のご質問で法定雇用率を下回っているという状況に対しては評価が×ではないかというご意見ですが、評価はあくまで○、△、×というところで×は未実施、事業を実施していないという評価のため△に評価はしておりまして、改善または実施内容のところに具体的な現状また改善策を記載しております。前回の会議録については確認を取らせていただきますので少しお時間いただきます。

■ 委員

結構会長さんも思いきってと×を提案されて、それで最後に決とって×にしましょうとなって事務局も×で良いということで私もそれで発言したから次の日、市に電話して言い過ぎましたかねというところ謝ったら、いえいえそういうもう時期ですから何でも同じことにしているから×を出しても問題ないというのを確認していたと思ったのに、やはり令和6年も△に訂正されていなかったと。でも同じ状況であるならば令和7年も同じ論議をしていくのかなというふうに思ったものですから。

■ 会長

はい。では前回の議事録確認してくださいということなので確認していただきたい。やはりまた先ほどの○、△、×の評価の基準が影響しているのかなというのが、全く取り組んでないわけではなかった。要するに採用するように努力はした。でも法定雇用率には達しなかった。法律的に見たら×なのですけれども、でも努力はしたから一部実施ということと△というそういうロジックがあると私は理解しますけれども、ただ今度法定雇用率も更に引き上げられるという時期になっていまして、より法定雇用率達成するためには努力が求められてくると思うのですよね。それでハローワークに確か障害者雇用の相談員、仕事の切り出しとか、そういうのを相談出来る人がいるので、もう少し取り組みを具体的にしたものを利用して、結局各課で手が挙がらないからなかなか採用出来ないということが書いてあるのですけれども、それはやはり今やっている仕事を担える人は誰だろうと探すからそうになってしまうので、業務を切り出してこれが出来ると考えたら採用出来る人もいるのではないかな

というふうと思うので、もう少し具体的にどういうふうに法定雇用率を達成するためにするのかということは具体的な記載を是非していただきたいなと思います。結構ハローワークの方の△については同意しかねるというご意見言っていたいたと思いますので、ただそうは言っても全国の自治体で法定雇用率達成している自治体は6割程度ですよ。だから4割が未達成なのでだから良いという話は全然なくてその4割に入っているということ、そのものを恥ずかしいことだというふうには是非捉えていただいて、より具体的な取り組みを記載していただいた方が良いのではないかなと思います。では次の議題の方が重要なのでとりあえずよろしいですかね。

(発言者なし)

■ 会長

ではいくつか宿題事項があったと思いますので次回の時にお願いしたいと思います。では続いて骨子案の第1章から第3章のご説明について事務局からお願いいたします。違いますか。福祉計画ですか。失礼しました。福祉計画の進行管理。だいぶ時間が過ぎてしまいましたね。ではお願いします。

■ 事務局

福祉計画の進行管理についての説明をいたします。まず黄色い冊子をお持ちの方がいらっしゃいましたら27ページを開いていただけたらと思います。まず1番のサービス内容として障害者総合支援法に基づき市が提供するサービスの内容を示しております。次に31ページからは成果目標として障害者総合支援法に基づいたサービス内容を示しています。続いて38ページにかけてサービス見込み量として示しております。続いて同じく黄色の冊子の54ページからは障害児計画となりまして、こちらは児童福祉法に基づいて市が提供するサービス内容を示しております。先ほどと同様次のページに成果目標が採用されておりまして、障害児福祉計画に関わる国の基本施策に基づく成果目標というところで定めております。それでは資料の2番をご覧ください。こちらは先ほどの障害福祉計画、障害児福祉計画における令和6年度から8年度のサービス見込み量に対する各年度の実績を示しており、今回は令和7年度の実績を新たに記載しております。こちらについては計画比が80%以上で◎、

60%から79%で○、40%から59%で□、20%から39%で△、19%以下は×、実施が0の場合は－と評価をしております。それではこちらにつきましても評価が△、×、－の記載があるものの説明をさせていただきます。まず1ページ目の「(1) 訪問系サービス」の「重度障害者等包括支援」については、こちらは実績が0となっております。理由としましては指定サービスとして法令上位置付けられているため記載はしていないというところで、府中市内には事業所がない状態となっております。個別のサービスでの対応が可能ということからこちらのサービス自体の利用人数は現状としては生じていないという考えになります。続きまして2ページをご覧ください。「(2) 日中活動系サービス」の「自立訓練」こちらはサービス量の実績が×、実利用者数の実績が□の評価となっております。こちらは利用実績の減少というところで記載の評価になっております。続きまして1つ下の「自立訓練（生活訓練）」になります。こちらはサービス量が□の評価になっておりこちらも利用実績の減少によって記載の評価となっております。続いて同じく2ページの下「就労選択支援」こちらは－となっております。この事業は令和7年10月より事業開始となりましたが令和7年度での実績はなしとなっております。続いて3ページをお開きください。「(3) 居住系サービス」の「自立生活援助」になります。こちらも対象となる利用者がいないというところで実績が0となっております。続いてその下「(4) 相談支援サービス」につきましては地域移行支援が□の評価でこちらも利用者数の減少というところで□の評価となっております。同じくその下の「地域定着支援」につきましては△の評価となっておりますこちらも利用者数の減少によってこの実績となっております。続きまして4ページになります。(5)「①精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用」の自立生活援助の利用者数、表の下から2番目、こちらは×の評価となっております。理由としては事業者数が少なくまた該当となる利用者が少ないというところで0の実績となっております。その1つ下、自立訓練の利用者数につきましても□の評価となっております。こちらも前年度より利用者数の減少をしております。続きまして5ページになります。(7)の①「障害認定審査会委員研修」についてもこちらも実績は昨年度同様1というところで□の評価となっております。続きまして6ページになります。こちらはペアレントメンターの登録人数というところで実績が0となっております。ペアレントトレーニングやプログラムの実施はしておりますが、ペアレントメンターの実施はしていないというところで

×の評価になっております。続いて7ページになります。こちらは「自立生活支援用具」につきまして実績が□の評価となっております。こちらは利用者が減少したためというところで実績の数字となっております。続いて(9)の点字講習会の修了者数につきましても×の評価になっており、こちらでも利用実績の減少となっております。最後に8ページの最後「(18)自動車改造助成」につきましても利用者の減少により□の評価となっております。続きまして成果目標についての評価になります。簡単に説明をいたしますので、黄色の冊子をお持ちの方は31ページから37ページが成果目標の部分になっていまして、障害児福祉計画については55ページから56ページが成果目標について記載がされております。それでは資料の4番をご覧ください。こちらが成果目標に記載された内容に令和7年度の実績を記載したものの資料になります。表の見方としましては4列ある中で項目、数値、実績、考え方と記載がされております。項目の列については数値についての内容、数値の列には本計画策定時に設定した目標値や見込みを記載しております。実績の列には青いセルの部分に令和7年度の実績が記載されております。考え方の列につきましては数値の列で目標値や見込みの算出をした時の考え方の記載がされております。今回は青いセルの実績の部分を中心に説明していきます。1ページ目が(1)施設入所者の地域生活の移行実績となります。地域生活移行者数は10名で新たな施設利用者は11名、令和7年度末時点の入所者は151人になったことにより、施設入所者削減見込み数は令和4年度の入所者数から令和7年度末時点の入所者数151人を差し引き-1となっております。続いて下の表「(2)地域生活支援拠点の整備」の実績についてです。令和7年度の拠点数としましては1か所となっておりますこれは自立支援協議会を指しております。年間3回の運用状況の検証及び検討回数というところで3回の記載をしております。また令和7年度時点の拠点事業登録数は9か所となっております。続いて2ページになります。「(3)福祉施設から一般就労への移行等」についての説明をいたします。令和7年度就労方針事業において一般就労された方の人数は64人、就労継続支援事業B型において一般就労された人数は3人となっております。このことから就労移行支援事業などを利用し令和7年に一般就労された人数は67人となっております。続きまして裏面の3ページをご覧ください。一般就労された67人の内、就労定着支援事業を利用した人数は28となっております。続きまして下の表、令和7年度末の市内の就労定着支援事業所数は6事業所、就労定着

率が7割以上の事業所は6事業所となっております。続いて4ページになります。「(4) 相談支援体制の充実・強化等」です。令和7年度に行われた協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数は4回、参加事業所・機関数は4か所、専門部会の設置数は2か所、専門部会の実施回数は6回となっております。最後に「(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の部分につきましては有の評価となっております。障害福祉計画の成果目標の説明は以上となりまして、続いて障害児福祉計画の資料となります。資料の5ページと6ページになります。まず(1)につきましては令和7年度末の児童発達支援センターは1か所となっております。保育所等訪問支援を利用出来る事業所は2事業所となっております。続きまして下の(2)になります。令和7年度末の重症心身障害者児を支援する児童発達支援事業者数は1事業所で放課後等デイサービスの事業者数は3事業所となっております。最後に(3)の医療的ケア児の支援については関係機関の協議の場の整備については設置済み、医療的ケア児コーディネーターの配置は2名となっております。障害福祉計画、障害児福祉計画の説明は以上となります。

■ 会長

ありがとうございました。では残り40分になってしまっていて本当は最後の次の計画に40分充てるという予定だったので、あまりここで時間取れないのですけれどもここでお気づきの点がありましたらお願いします。委員。

■ 委員

進行管理一覧表の3ページの「居住系サービス」の「施設入所支援」が◎になっているのですけれども、備考の所に「実績が少ないほど評価が高いため、計画値を下回れば「◎」、上回れば「×」」となっているのですが、計画値が140で実績が157なのでここは×なのかなというふうに思います。それに伴ってなののですけれども2ページの1番下の「療養介護」なのですが、療養介護というのは普通ほぼほぼ入所施設に付いている日中の支援というふうになっているので、そこについても本当は上回っていると×なのではないかなと思いました。

■ 会長

では事務局からいかがでしょう。施設入所支援が◎は良いのですか。

■事務局

施設入所支援については×の修正をいたします。

■会長

療養介護が施設入所支援の施設入所者数の削減の中に入っているかどうかですがそれはどうなのですか。たぶん別扱いになっていたのではないかなと思うので、あとで確認していただいてよろしいでしょうか。

■事務局

はい。

■会長

では他にいかがでしょうか。委員。

■委員

資料2の3ページのところ、地域移行支援は結構この部分は障害者計画の方でも大きなポイントになるかなと思うのですけれども、利用者数の減少というご説明だったのですけれども他のところもそうなのですけれども、実績がいかなかったところは備考欄にその理由を若干注記するみたいなのも良いかなというふうに思ったので、今後全体として検討いただきたいということ、それで3ページの地域移行支援の利用者の減少ということなのですけれども、希望する人に対して支援しているということなののでしょうか。もしくは希望しない人に対しても一定の計画があってアプローチをしていくということも含めて、人数の中に入れるという形になっているのかどうか。本当は施設利用者数は減っているわけではないので、この利用者数が少なくなったというのはどういうところで根拠があるのかということを知りたいなと思いました。

■会長

では事務局からお願いします。

■事務局

本人の希望に応じて地域移行を利用するのかどうかというご質問に対

しましては、ご本人の希望はもちろんですけれども病院やその中の地域で生活したいという、出来るとこの方にとっては良いのではないかということのご相談も含めて地域移行については私達の方で関係機関を通してご相談を受けることもあります。利用者数の減少、少なくなってきたという実績に関しましては人数が少しその背景につきましてはまだこちらでも十分把握出来ていない部分があるかなとは思いますが、今後も地域で生活したいという方の調整につきましては病院との連携を密にしながら進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

■ 会長

委員、何かありますか。

■ 委員

分析が出来ていないということなのですから、分析まで年度内にちゃんとしておかないと次の計画が立てられないままずるずるいってしまくと、一番地域移行ということは注目されているしやはりそれが実現することは望ましいと思うのですけれども、それが今の段階でそういう時点になるということは少し嘆かわしいかなと思うのですけれども、もう少しそのところは急いでやるべきところではないかなと思いますけれども市の見解いかがでしょうか。

■ 会長

ではご意見ということでよろしいですか。

■ 委員

はい。

■ 会長

そうなのですよ。ただ府中市は確か施設入所者の地域移行の移行調査というのをやりましたよね。あとにも包括の方で長期入院の人の退院の希望調査もやっていませんでしたか。一応両方希望の調査はしているとただなかなか地域移行に結びついていない。だから別に地域移行支援を利用しなくても地域移行しても全然良いわけなので、そこから先はサービスを利用したいかどうかということに関わってくるのですけれども、

ただ地域移行者数の数字というのはそんなに増えていないのでやはり少し取り組みがまだ改善の余地があるということは言えると思いますね。あとは地域移行意向確認担当者というのを施設に置いて、全利用者の地域移行の意向を施設側が確認しなくてはいけないというも制度上作られていますので、こういうことを活用しながら行うというそういう建付けがあるのではないかと思います。なぜ増えないかという理由の分析がもしあれば次回教えていただいてよろしいでしょうか。良いですか。委員。

■ 委員

はい。

■ 会長。

では委員。

■ 委員

もう手短に。お答えは次の機会でも構わないのですが資料4の定義に2ページ目、一般就労への移行者数で少し私中座したので聞き逃したのかもしれませんが、実績のところ、就労移行支援事業で64人、A型で0、それからB型で3という数字が出ております。そこでこの64の障害分野間の内訳というのはあるのでしょうか。お手元になれば次回でも教えていただきたいとそれからそれぞれの定着率と言いますか割と精神の場合は一般就労者も割と早く数か月で辞めてしまうということが多いので、そのところもどういうふうに盛り込むのかなと私は考えております。それからB型支援事業所から3人出ているというのはすごいなと思うのですが、少しいろんな懸念の声が挙がって国の方からほとんど一般就労の移行をさせていけ、それで目標値、ベンチマークを自治体に課しているというところで事業所の方がいろいろな補助金も確保しなくてはいけないので軽めの人を入れていく、もう人数でこの3人今度出さなくてはならないから3人ぐらい軽めの人を入れようよという形で、本来B型でいろいろな支援を受けなくてはならない重度の人が外されてしまうというような懸念の声もあります。それでこの3名というところの話なのですが、障害分野がわかれば教えていただきたいまた定着がどうなっているかということもわかれば教えていただきたいと、この場でわからなければ次回で結構です。以上です。

■ 会長

ありがとうございました。

■ 事務局

就労移行支援事業とB型の就労継続支援事業についてはこちらで総数の人数だけ把握しておりまして、障害分野の内訳まではこちらは聞いておりません。以上になります。

■ 会長

どのぐらい定着したかというデータもないということで良いですか。

■ 事務局

こちらまだ定着した人数までは把握しておりません。

■ 委員

はい。わかりました。この場でなくて結構です。次回からはもしこの数字が取れば内訳も個人名はいらないので内訳は、僕は取るべきではないかなというふうに考えます。定着率もフォローアップしていく意味で取るべきではないかなと思います。以上です。

■ 会長

ありがとうございました。事業所から報告していただくということが必要になりますね。では実績についてはよろしいでしょうか。

(発言者なし)

■ 会長

では次に次期計画の内容に入りたいと思います。時間があと30分ぐらいになってしまって、ではまずは事務局からご説明お願いいたします。

■ 事務局

それでは資料の5をご覧ください。こちらは前回ご意見いただいたものを赤字で修正しております。今回事前にご質問、ご意見をいただいておりますのでそちらについても説明をさせていただきます。本日お配りしました骨子案修正案ということで委員から事前にご意見をいただきま

した。ホチキス止めの方で本日最後に配布した資料をご覧ください。委員より8項目ご意見をいただきまして修正のご意見踏まえましてご意見いただければと思います。1番目の骨子案50ページの下1行目後半ということで、「施設入所から施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を支援し」というところを「施設入所や入院から地域生活への円滑な移行、定着を支援し」ということで追記のご意見をいただきました。こちらは追記をする予定であります。続きまして2番目です。51ページ上から1行目。また赤字のところを「必要に応じて退院前から退院後まで切れ目ない」というところを「退院後の地域生活まで切れ目ない」ということで追記いただきました。こちら追記をさせていただく予定です。続きまして51ページ下から1行目です。「ケアラーへの支援の観点を踏まえた取組を推進します」こちらを「ケアラーへの支援のための体制整備を推進します」ということでご意見いただきました。こちら修正をする予定であります。続きまして53ページ中段「(3)差別の解消、権利擁護の施設及び虐待の防止」上から8行目、こちら赤字のところでは

「障害のある人への適切な配慮の提供を進める」というところを「障害のある人への合理的配慮の提供義務を履行する」といただきました。こちらにつきましては①の「令和6年に改正障害者差別解消法が施行され」とありまして、「民間事業者にも」となっておりますがここで「行政機関と民間事業者にも合理的配慮が義務化されています」と修正をしまして、そのあと「府中市においても不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮」のここで「提供義務の履行を進めていきます」というふうに言い回しを変更させていただきたいと思います。続きまして5番目の同じ53ページのところですが、赤字の下から2行目のところ「各種支援施策の充実を図りながら差別のない地域社会の実現を目指します」というところを「各種支援施策の充実を図りながら障害分野間における公平性の確保を図り差別の解消を推進します」とご意見をいただきました。こちらは委員から理由として精神障害者向けの手当が支給されていないということ踏まえ、障害分野間における公平性ということでご意見をいただきましたが、ここで「障害分野間における公平性の確保」を入れることが計画としては難しいのではないかと事務局としては考えております。続きまして6番目です。54ページの「③虐待の防止」です。下から2行目赤字のところでは「支援に携わる人材育成や職場環境の改善に向けた取組」。こちらを「支援に関わる人材育成や給与等処遇、職場環境の改善に向けた取組」ということでご意見をいただきました。こちら給与等待遇

の改善についてはそもそも事業所間での取り組みということもあり、自治体の事業に馴染まないというところがございます。また市が都や国に働きかけていくという意味で市としましては相談支援事業所の相談支援事業者の人材確保の支援、また講習体系の見直しについては市から都にも要望しておりますので、ここで文言を入れるということより実際に要望をしていますのでそこでご理解をいただければと思います。続きまして7番。同じく福祉人材の給与等処遇の改善ということで、赤字で追記をいただきました。こちら先ほどの内容でご理解をいただければと思います。8番目57ページの中段。「障害がある人の社会参画の推進」。

「障害のある人の政策・地域づくりへの参画」の下から3行目。こちら赤字のところ。「地域資源を活用し地域における交流や支え合いの場の充実を図るとともに」というところを「地域における交流や支え合いを実効的に促進する場を設ける」とご意見をいただきました。こちらの事務局案でございますが、言い回しを「地域における交流や支え合いを広げ地域に根付かせるための機会を創出するとともに」ということで提案いたします。以上でございます。

■ 会長

ありがとうございます。委員から事前にたくさんご意見いただいてありがとうございました。それで残り時間はもう少ないので委員と事務局だけのやり取りで全部終わってしまうと、他の委員の発言する機会がなくなってしまうので最後に委員、今の事務局の回答についてご意見いただくことにしまして、では委員から順に次期計画の内容についてご意見がありましたら、もしご意見がなければいいです。

■ 委員

一応前回リクエストしたつもりだったのですがけれども、障害支援区分の内訳とか何かそういったデータをもう少し加えてほしいというようなことを確か申し上げたつもりだったので、その辺があまり変わっていませんでしたので他市の計画の検討状況を少し聞いてみたら、結構緻密に例えばグループホームをどういった区分の人が利用しているとか、或いは市内のグループホームなのか、市外なのか、都外なのかとかそういったデータが結構示されていたので、考えていく上で客観的な数値というのはもう少しあっても良いのかなというのは、それでそのデータベースとかも国レベルで出来たみたいなのでそういったものを活用して、それでも

もう少し客観的データが加わるとというのは加えて申し上げていきたいと思います。

■ 会長

それは最初の本市の現状と課題のところにもう少しデータを加えてほしいという。

■ 委員

はい。

■ 会長

では次、委員。

■ 委員

まず1つは36ページの右下の方にある身体障害者とか、知的障害者とか色分けになっているところがあるのですが、ここの四角が小さすぎてその色分けがよくわからないので、もう少し大きくするなりわかりやすくした方が良くかなというふうに思いました。あと52ページですけれども前回も少しお願いをしたかと思うのですが、地域生活支援センターの認知度が5割近くとなっているとか利用しているのは2割程度になっているというお話ですとか書いてあったのですが、30%が65歳以上の方というところだと考えるとそういう方がまず1番に行くのが包括支援センターとか、18歳未満の方だと総合的な相談というところに行くのかなというふうに考えると、5割近くとか2割というこの言い回し、そうかもしれないけれどももう少し正しくと言いますか本当にここに相談に来る認知しなくてはいけない人達の数字というふうにしかないのではないかなというので、何か書き方がもう少し工夫されると良いなというふうに思いました。それからその下も内容について相談した「地域生活支援センターが連携して相談支援をしているものの児童期から高齢期までのライフステージ全体を見通した一体的な」というところがあるのですが、地域生活支援センターは連携していて、なので介護とか、児童の支援者との連携をしていくというような私達地域生活支援センターが全部担えていないみたいなふうに文章が見えてしまうのでもう少しここも書き方を工夫していただきたいなというふうに思いました。以上です。

■ 会長

ありがとうございました。これは年齢層別の集計は良いのでしょうか。要するに調査は65歳以上まで全部ここは取りましたよね。そして身体障害者の7割は65歳以上になってしまって、そこが一番ボリューム層になっているのでどうしても数字がそっちに引っ張られてしまうのですよ。集計する時に例えば65歳未満の数字で集計するとかというふうにすると少し補正されると思うので、その辺は工夫をお願い出来たらと思います。ではあとのご意見については少しご検討いただきます。では委員いかがでしょうか。

■ 委員

特に改めて意見というのは特にはございません。ただ自分の中の個人的な感想的なところなのですが、本当に災害が結構多くて災害時の要援護者支援の体制作りというのはつくづく本当に大切だなと思いながら、あと計画相談の中では個別避難計画とかを作成していて地域との繋がりというのがすごく重要になってそういう支援者、協力者を地域で育てるではないのですけれども、担っていくというところがすごく重要だなというのを最近感じておりますので、あとここきちんと書かれていて安心はしています。以上です。

■ 会長

ありがとうございました。では委員。

■ 委員

1つ少し教えていただきたいのですけれども49ページの「安心して生活できる住まいづくり・環境づくり」の所で「令和7年度までに368人分の定員を確保しています」ということなのなのですが、これは障害の種別とかそういうものがあるのか、もしあるのであれば精神の方とか、身体なのか、知的なのかとかそういうのはわかるのかどうか教えていただければなと思ったのですが。

■ 会長

事務局いかがでしょう。

■事務局

先ほどの３６８人のところの障害の内訳については、少し確認はさせていただいて改めて報告させていただければと思います。

■委員

ありがとうございます。

■会長

よろしいですか。

■委員

はい。

■会長

どんどん宿題が増えてしまって申し訳ない。委員、どうぞ。

■委員

私の方は３８ページの「成年後見制度」というふうには出ていますけれども、ここで現状として家族会の構成がだいたい親の世代が高齢化していても本当に本人の介護をするなんていうことを出来なくて、むしろ自分の方が介護されるような状態の方も増えて来まして、そこで一番問題になっているのがやはりどうしても成年後見制度だということをだいたい意見いただいまして、ただこれがなかなかわかりにくいまたはどういうふうに進められるのかという意見を私聞くのですけれども、それは本当に市でなければわからないというような返答なのですが、それでやってほしいことというのもよくわかるのですが、今後これを利用する上での非常にわかりやすい内容のものも聞かせていただけるような機会があればと思ひましてお話をさせていただきました。以上です。

■会長

ありがとうございました。これは民法の改正法は成立したのですよね。社会福祉法成立しているので新日時と言われていたものも一応法制化されていますので、少し今後の動向注意しながらとふわっと書いていますけれども、もう少ししっかり書けると思ひますのでそれも含めて委員に改正の概要がわかるような情報提供お願いいたします。

■ 委員

ぜひお願いいたします。

■ 会長

ありがとうございました。では委員。

■ 委員

私の方からは56ページ⑥の「災害時要援護者支援の体制づくり」というところで先ほど委員からもお話しあったのですけれども、個別避難計画の作成がもう始まっているのですけれども今回その文言が全くここに書いていないので、個別避難計画についてもここできちんと計画に入れていただけたらなと思いました。以上です。

■ 会長

ありがとうございました。ではそこは追記する方向でよろしいですか。では委員。

■ 委員

42ページの「(5) 地域交流と社会参加」の図があるのですけれども図表2-25、少し印刷がはっきりしない感じでして上の方の字が読みづらくなっておりますので少し印刷を鮮明にしていいただければと、すぐ下の図表2-26ははっきり読めるようになっておりますので、図表2-25の印刷表記をはっきりしていただけると良いのかなと思います。こちらの会議に初めて参加させていただきましてこれまでは一事業所の管理者として所属している登録している利用者さんのことや、その施設のことをメインに考えておけばよかったのですけれども、今日皆さんのお話を聞いてもっと広い視野で捉えなければならないなとつくづく思いました。ありがとうございます。

■ 会長

ありがとうございました。たぶんこれは画像の貼り付け形式の問題だと思うので改善お願いします。では委員。

■ 委員

委員からの提案で市の方から市の事業ではないからということで、項目が虐待の防止のところに入っているいわゆる福祉人材の支援の記載なのですけれども、福祉人材の確保というのは非常に大事な本当にテーマで市が独自にやるということも条例作れば不可能ではないわけで様々な支援というのは、いろんなことを他の市区町村でもやっているところたくさんありますので、もちろんそれをやる決断はないにしてもいろんな呼びかけをしたり、施設経営のところでサポートしたりということは充分有り得る話で、市がやはり福祉人材についてちゃんと目配りしてこういう視点は大事ですよということを持っているということを表す上で、ここの虐待の防止のところではなくて55ページに書かれている福祉人材の確保のところにもやはり給与等処遇という表現が入れてあっても別に問題はないのではないかと書いてあった方が良いのかなというふうに感じました。

■ 会長

ありがとうございました。では今日のご意見として承るということでよろしいですか。

■ 委員

はい。

■ 会長

具体的にどう文言を修正するかというのは少し時間がたぶん必要かと思いますので。では委員。

■ 委員

多くの部分で修正を受け入れていただいたことにまず感謝申し上げたいと思います。ただ一番私が力を入れたのは53ページの差別の解消、その中での「障害分野間における公平性の確保を図り差別の解消を推進します」。元々郵送していただいた中の66ページの中には入れていただいていたこれは素晴らしいというふうに一時感激したのですが、今日削除しますと理由としては難しいですということなのですが、何かどう難しいのか本当に私共わからないのですよ。委員は府中市の家族会で同じような懸案を抱えていらっしゃる。私達は東京都全体を見てまして23区と多摩地域の声も聞いております。私はこういう言い方はしないけ

れども多くの意味で行政差別だというふうにいわれております。この身体、知的、精神この府中市だけで見ても対象として支給対象になり得る身体4716名、知的は2500名近くなり得る。でも精神0です。それが0から1級だけ支給しても193名。これを入れるというのが何でそれだけ拒まなくてはいけない合理的理由があるのか難しいのか、そこが私今回幹部会帰っても説明がつかないのでぜひその合理的な説明を頂戴したいと思います。

■ 会長

では事務局お願いします。

■ 事務局

まず委員のこちら66ページの取り組みを削除するというふうに事務局から説明はいたしましたが、取り組む方針というのが68、69ページの計画の体系を元にしておりまして68ページご覧いただきますと3の「差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」とありまして方針が(1)、(2)、(3)となっております。それで差別の解消を推進というのは(1)のところに「障害の理解と、障害のある人への差別解消の推進」とそこに含まれておりますのでこちら取り組む方針については削除するという形を取りました。決して内容を全く消すというものではございませんので、その点ご理解をお願いいたします。

■ 会長

委員。

■ 委員

私が申し上げたいのは障害分野間における公平性の確保、市当局としては身体、知的、精神の先ほど申し上げたこの数字を見て公平性があると思われるのですか。そここのところまず伺いたいです。その点についてご説明なかったと存じます。

■ 会長

では事務局。

■ 事務局

心身障害者福祉手当に関しては精神障害者の方入っていないというところは承知しておりますので、市独自でということではないのですが、東京都には拡充をということで求めているところではございません。

■ 会長

どうぞ、委員。

■ 委員

私都に対してそれ問いただしたのですよ。市の方では都の方で決めるみたいな形で言っていますよというふうに言っていたら都からの回答はこの手当は都の条例で規定する負担金を市町村に交付しており、各自治体は個々の判断により支給対象者の拡大等を行っていますということで市の裁量事項なのです。市が手を挙げれば出来るのです。23区では今年になってこの中に書いてある通り板橋区と江戸川区はもう手挙げてやったのですよ。何で多摩地域では奥多摩町だけしか出来ないのか。何で府中市それから三鷹市、調布市が出来ないのか我々運動を起こしているところなのです。誰もその合理的な説明が出来ない。出来ないと一般的には行政差別ですねと言われても違法行為ですねと言われてもそれは仕方ないですよ。私は市のための名誉のためにいやそうではない。こういう合理的理由があって難しいということを私は伝えたい。だからそのことをおっしゃってくださいと言っているわけです。

■ 会長

少し私よろしいですか。

■ 委員

はい。

■ 会長

まず修文案の障害分野間における公平性の確保という意味合いがその手当を指しているというようなお話だと思うのですが、障害分野間におけるそういった制度的な公平性の確保というふうにここでは読めると考えますと、例えば精神に関しては通院医療の公費負担制度があったりとか或いは難病の手当があったりとか様々障害間で制度的な違いは

あると思うのですよね。だからそれを全部公平にするという意味合いにたぶんこの文言だとなってくると思うので、もう少し端的に精神障害者の手当について実現してほしいとした方が良くのではないかなと意見として、ただそうなるとう結局行政との交渉というふうになってくるのかな計画の中に盛り込んだからさあやれるというふうなたぶんそういった意図がおりになるのだと思うのですけれども、それをなかなか計画には盛り込みづらいのではないかなと私は個人的には思うのですが、いかがでしょうか。委員。

■ 委員

ありがとうございます。もう1度先ほどこういうふうに書いたらどうだろうというご意見は私もう1回あとで聞きたいと思うのですけれども、今の私はこの中でもあえて書きましたけれども精神障害者の医療の負担というのはものすごく大きなものがあるのです。ここでも書いた通り身体と知的は障害に関わる入院治療は支給対象になるのです。自立支援給付の医療の給付の対象になるのです。しかし精神だけはならないのです。これは国に対しても我々は言っていますけれどもただその負担を補填するためにもものすごい負担を我々はやっている。私の息子も1回保護入院させれば3か月かかる。3か月の入院費用は相当なものです。それが自立支援の1割負担ではなくて保険適用の3割負担しなさいと言われるわけです。本人は自分で望まない強制入院をさせられたのに何で保険適用の3割負担をさせられるのかと。他の障害の人達は身体、知的は1割で済むのに何だという議論が出てくるわけです。この負担は非常に重いものがあるってそれを補てんするためにも私達はこのわずか5000円に留まるかもしれない、7000円かもしれないそれでも1級だけでも支給を認めてください。でも1級はまかりならんというところのその行政のこだわり観が私はわかりません。しかも足並み揃えたように調布市、三鷹市まだやっていないからというようにところが私には見える。何で府中市が市民の方を向いて仕事をしないのかというふうに私は申し上げたいのです。そこのところまだ全く納得する説明をいただけておりません。

■ 会長

ありがとうございます。私が申し上げたかったのは障害分野間の公平性と書くと今のようなことも含めて、全部公平にという意味合いにな

るから少し言葉が大きすぎるのではないかなというのと、あとの手当の問題というのはこの計画の推進協議会の中というよりもやはり行政との交渉という形でしっかりやっていただく方が私は馴染むのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

■ 委員

私は今すぐこれを付けろというふうなことは申し上げているわけではないですから、来年度から付けろとかそういうことではあると方向性を示していただきたいと、この公平性という言葉が大きすぎるのであれば変えても構わないです。でもこの実態、身体、知的、精神の精神だけが0であるというところをいかようにしても理解出来ない。これを1級だけでも認められないのかということなのです。それが何で拒むのか拒絶するのかそのところが全くわからない。そのところをおっしゃっていただきたいということなのです。それを頑張ってそれが府中市にとって良いことになるのですかね。

■ 会長

もう時間になってしまったからこのあとまた少しご検討いただく必要があると思うのですけれども、例えばそういう障害間の負担の公平性について今後研究しますとかそのぐらいの感じでいかがでしょう。要するにいきなりここでこの手当を創設するということを計画に書くというのは、私は少し難しいと思うのですよね。

■ 委員

そこまではそれは歩留まりというのがあるので私もそこまでは求めません。予算の準備もある。193名認めたからといって100万円ということでそれぐらいは出せるのではないかなと思うのだけれども、それでもやはり準備が必要でしょうからそれは順番を引いてでも検討とかいのであれば、次の機会はやはりもう5年後ぐらいの計画にあるわけですからちゃんと1歩先に進む努力目標的な言葉にしていいただきたいなと思うのですよ。そのところはやはり言葉の選び方だと私は思います。

■ 会長

ありがとうございました。そうしたら少し事務局にどういった修文案が可能なのか或いは難しいのかということについて、

■ 委員

難しいならその理由を具体的に。

■ 会長

難しかった場合はその理由も教えてほしいということですので、ではそれを次回ということでよろしいでしょうか。

■ 委員

はい。

■ 会長

それでは時間過ぎてしまったのですみません。進行の時間の取り方が、申し訳ありませんでした。

5. その他

■ 会長

ではその他お願いいたします。

■ 事務局

本日検討いただきたかった内容がもう1つありまして本日配布しています資料6の重点施策になるのですけれども、今回お時間がございましたのでこちらは会議後に皆様にご確認いただいて、こちらにつきましては2週間後7月の10日までにご意見ある場合は事務局までご連絡をいただけたらと思いますので、会議の場ではなく後日ご意見いただくということで対応させていただきたいと思っております。その他としましては次の会議の日程のご連絡になります。次回が7月28日火曜日になりましてお時間なのですけれども、午前中になりますが9時半から11時半の2時間で実施をいたします。いつもの30分早まってしまうので申し訳ないのですけれども、お時間お間違いのないようお願いいたします。場所は同じくこちらの会場になります。7月28日の火曜日の9時半からになります。

■ 会長

その他はよろしいでしょうか。

■事務局

はい。

■会長

では皆さんから今回よろしいでしょうか。

(発言者なし)

■会長

では以上で府中市障害者計画推進協議会第3回を終了させていただきます。皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。